

行政改革の基本的な考え方



山武市

令和元年9月

《目次》

1	行政改革の目標と視点	
	(1) 行政改革の目標	1
	(2) 行政改革に向けた3つの視点	1
	(3) 取組の位置づけ	3
	(4) 取組期間	3
2	行政改革における主な取組項目の方向性	
	(1) 「市民サービス向上の視点」における主な取組項目と方向性	5
	(2) 「行政経営の視点」における主な取組項目と方向性	5
	(3) 「健全財政の視点」における主な取組項目と方向性	6

1 行政改革の目標と視点

(1) 行政改革の目標

本市では、自律的かつ継続的な行政経営を推進し、「地方分権時代にふさわしい持続可能な行政経営による質の高いサービスの実現」を目指し、「経営型・減量型の改革」と「質の向上に向けた改革」を実行します。

① 経営型・減量型の改革

従来から取り組んでいる経費の削減、職員定数の適正化、組織のスリム化、ICT化による事務の省力化など「減量型の改革」に引き続き積極的に取り組むとともに、定量的な指標による目標の設定と成果重視による進捗管理や、必要性・優先度の高い事業の選択と集中など、「経営型の改革」を実行することで、持続可能な行政経営を目指します。

② 質の向上に向けた改革

「経営型・減量型の改革」と並行して、事業やサービスの質的向上を図るとともに、職員の明確な使命感の醸成を図り、分権時代にふさわしい行政経営に取り組みます。

また、拡大かつ複雑化しつつある地域課題や生活課題へ柔軟に対応するため、多様な主体との連携・協働により、質の高いサービスや施策を展開します。

(2) 行政改革に向けた3つの視点

推進目標を達成するために、次の視点により改革に取り組みます。

① 市民サービス向上の視点

「行政でなければ解決できない課題」の選択により経営資源を重点化し、行政サービスの維持・向上を図ります。

また、市民団体・NPO、事業者等の多様な主体と行政との協働によって解決できる課題については、協働で課題解決にあたることにより、サービスの質的な向上を目指します。

さらに、行政サービスの提供にあたっては、経済性や効率性ととも行政責任の確保、秘密保持、受託能力など多角的な観点から検討を行いながら、民間のノウハウや活力を積極的に導入し、経費の節減を図るとともにサービスの向上を目指します。

② 行政経営の視点

行政評価制度をさらに拡充し、成果を重視した行政経営システムの構築を目指し、限られた行政経営資源を効率的・効果的にマネジメントできる体制を整備し、持続可能な自治体経営に取り組んでいきます。

また、確実な経営の実践に向けた職員の意識の醸成や人材育成を行うことで、自治体経営を支える組織づくりを進めます。

加えて、BPR¹（Business Process Re-engineering）の手法やICTを活用した事務の効率化、迅速性の向上を目指します。

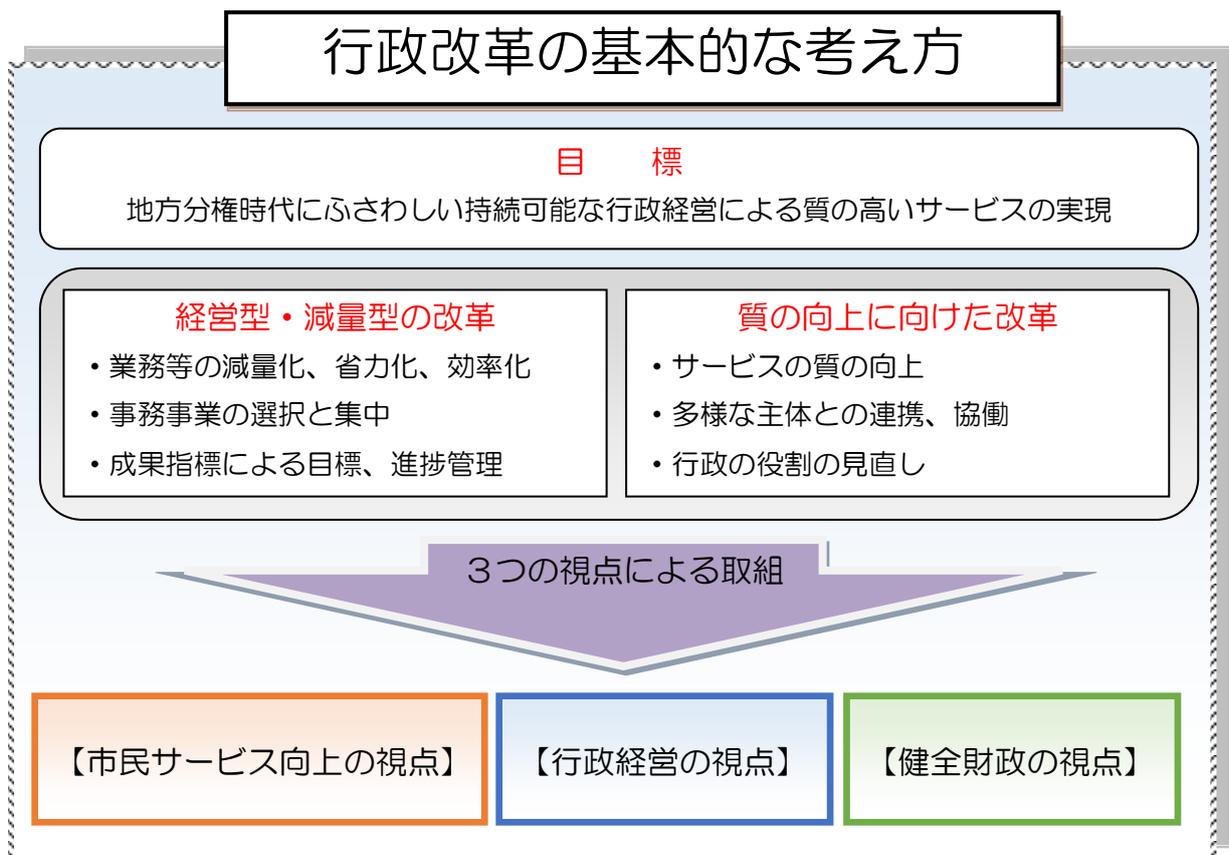
さらに、透明で公正な行政運営に積極的に取り組み、市民に関かれた行政の実現を目指します。

③ 健全財政の視点

厳しい財政状況の中において、少子高齢化に伴う福祉施策や環境対策など高度化・多様化する行政課題に適切に対応することが求められています。自律的かつ継続的な行政運営を進めていくためには、財政の健全化、弾力性を維持することが極めて重要となります。そのため、地方自治の使命である最少の経費で最大の効果を挙げることを基本として、歳入の見直しを図るとともに、あらゆる行政経費を精査し、歳出の見直しに引き続き努めます。

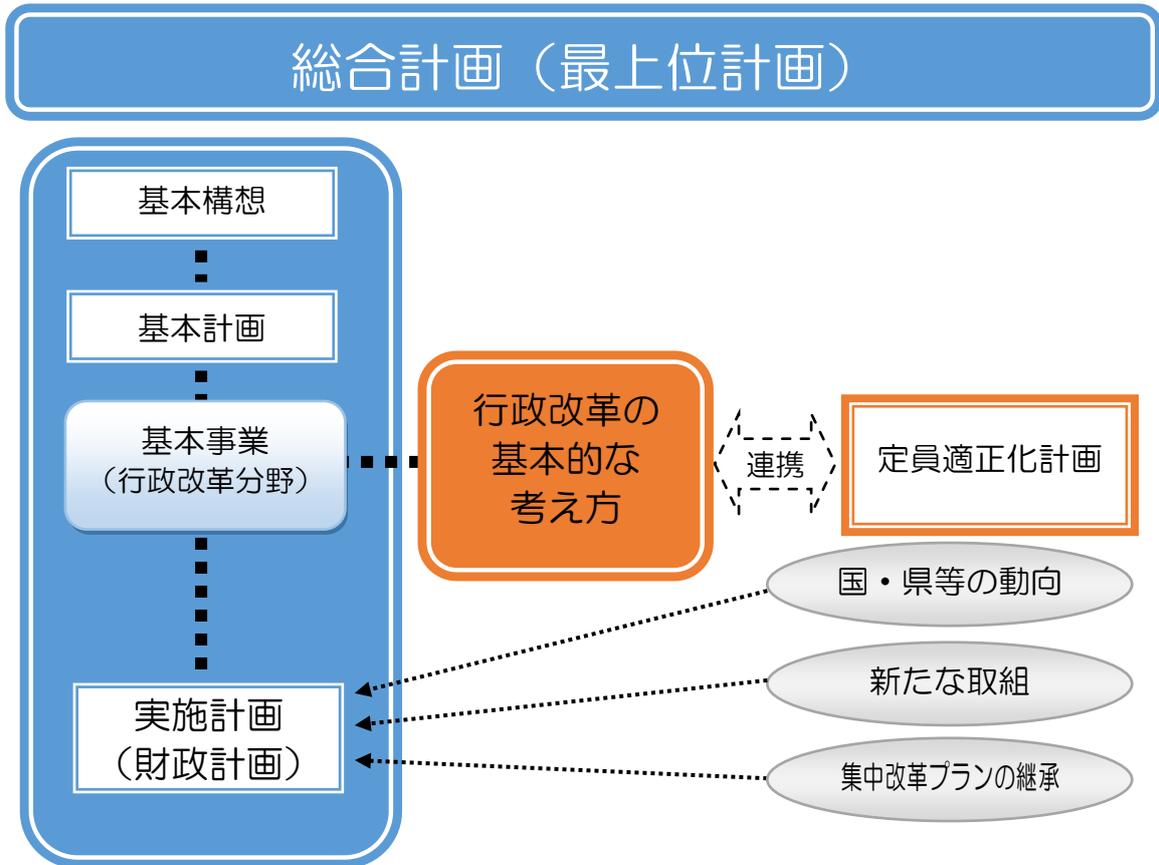
また、財政運営については、市民への説明責任を果たすことがますます重要となっており、積極的な財政情報の開示に努めます。

さらに、地方財政健全化法の施行により対象となる全ての事業について、経営の健全化に向けた積極的な指導・助言を行い、本市全体の健全財政の堅持に努めます。



¹ 既存の業務プロセスを分析して課題を把握し、業務処理の迅速化・正確性の向上を通じた利便性の向上を図る取組

(3) 取組の位置づけ



(4) 取組期間

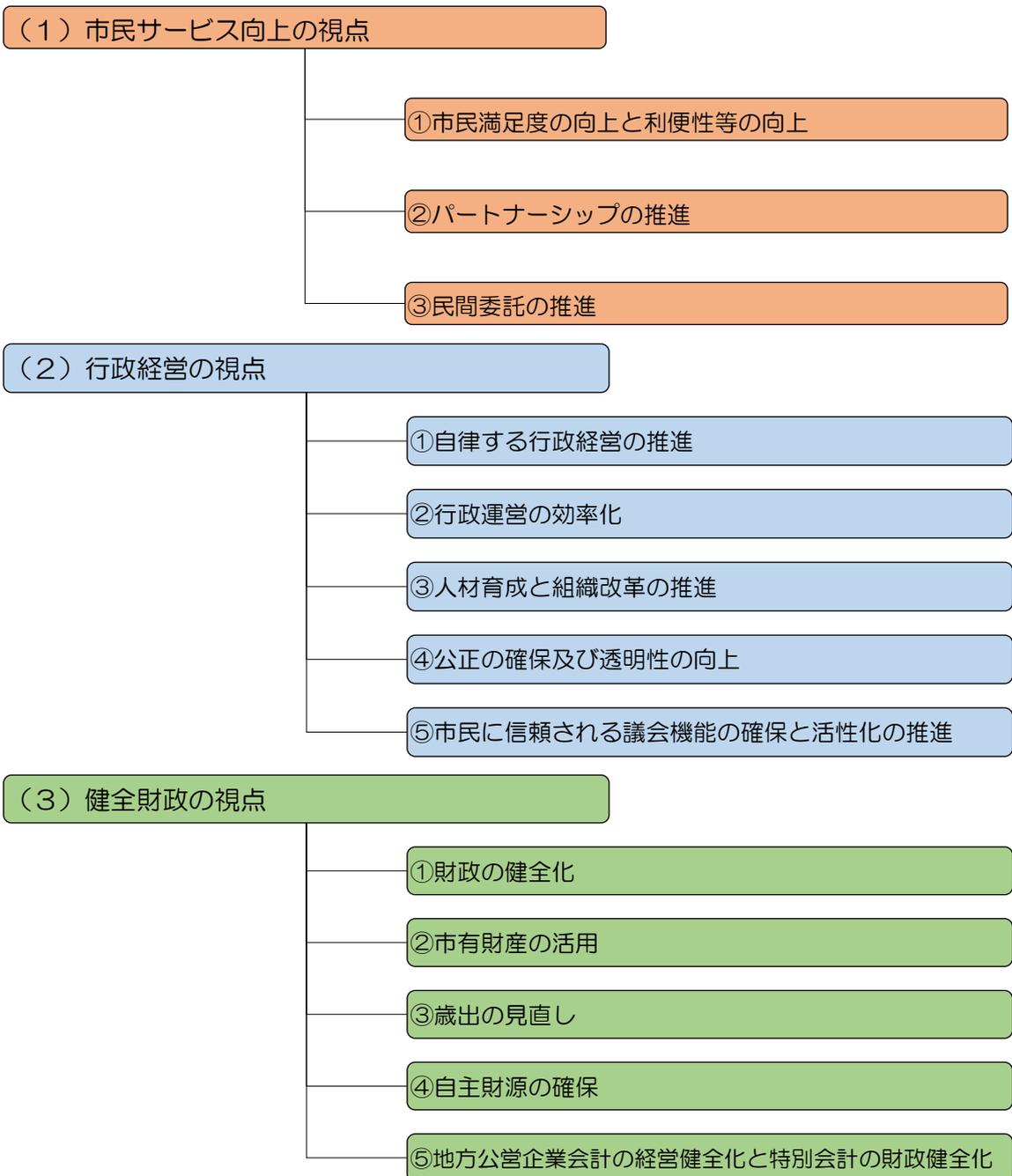
行政改革の基本的な考え方については、社会経済環境の変化や人口減少に伴う財政状況の変化等に適切に対応しながら、必要に応じて見直しを図っていくこととします。

また、この考え方に基づき実施する具体的な取組については、これまでの行動計画に代え、総合計画の下で進行管理を行うこととし、取組期間を4年間とします。行政改革分野に設定した基本事業の成果向上に貢献する各事務事業については、取組期間の範囲内で事業の特性に合わせた柔軟な期間設定を行い、取り組んでいきます。

H19 2006年度	H20 2008年度	H21 2009年度	H22 2010年度	H24 2012年度	H25 2013年度	H27 2015年度	H28 2016年度	H30 2018年度	H31 2019年度	R4 2022年度
第1次総合計画									第2次総合計画	
集中改革プラン			行政改革大綱						行政改革の基本的な考え方	
			行政改革行動計画（前期）		行政改革行動計画（後期）		行政改革行動計画（推進期間）		総合計画の下で進行管理	

2 行政改革における主な取組項目の方向性

《行政改革の基本的な視点と主な取組項目の体系図》



(1) 「市民サービス向上の視点」における主な取組項目と方向性

《主な取組項目》

- ①市民満足度の向上と利便性等の向上
- ②パートナーシップの推進
- ③民間委託の推進

① 市民満足度の向上と利便性等の向上

市民満足度の向上を図るため、市民の声を反映したまちづくりに努めます。また、市民の利便性の向上を図るため、行政手続きのオンライン化や納税、証明書発行等行政サービス提供の仕組みにICTの活用を推進します。

② パートナーシップの推進

アダプトプログラム等の協働事業の促進や行政運営への参画機会の拡充を図り、市民、地域団体・市民団体、事業者等との連携を推進します。

③ 民間委託の推進

多様化・高度化する行政需要に対応するため、民間委託の推進するとともに、その委託範囲や方法、費用等の内容適正化を図ることにより、資源最適化と経費の節減に努めます。

(2) 「行政経営の視点」における主な取組項目と方向性

《主な取組項目》

- ①自律する行政経営の推進
- ②行政運営の効率化
- ③人材育成と組織改革の推進
- ④公正の確保及び透明性の向上
- ⑤市民に信頼される議会機能の確保と活性化の推進

① 自律する行政経営の推進

現場における機動性の確保や責任の所在の明確化し、その改善に向けた取組を推進するため、行政評価制度を拡充し、費用対効果などの視点から事業の重点化を行うことにより、人材や財源等の最適配分を図り、自立型の行政経営の推進に努めます。

② 行政運営の効率化

庁内事務の電子化等の推進による行政事務の効率化や外郭団体・公共施設のあり方の検討を行い、行政運営の効率化を図ります。

③ 人材育成と組織改革の推進

能力開発や意識改革の機会の確保、職場環境の改善により、職員が最大限能力を発揮できる環境を整備し、その仕事を正當に評価することで、職員のモチベーションを維持する仕組を推進します。

また、組織の再編整理や、国の制度改正に対応した職員定数や配置、給与の適正化に努め、組織改革を推進します。

④ 公正の確保及び透明性の向上

市民に対する説明責任を果たすため、積極的な情報提供を行い、公正で透明性の高い行政運営に努めます。

⑤ 市民に信頼される議会機能の確保と活性化の推進

執行機関への監視機能を自ら高める取組の実施や、市民の多様な意見を集約・反映させる仕組の構築により、市民に信頼される議会機能を確保し、その活性化に努めます。

(3) 「健全財政の視点」における主な取組項目と方向性

《主な取組項目》

- ① 財政の健全化
- ② 市有財産の活用
- ③ 歳出の見直し
- ④ 自主財源の確保
- ⑤ 地方公営企業会計の経営健全化と特別会計の財政健全化

① 財政の健全化

将来負担の軽減を図るため、財政全体の状況を財務諸表等での確に分析し、財政の健全化に努めます。

② 市有財産の活用

市有財産の維持・活用方法の見直しにより、限られた財産の有効活用し、財産関連費用を縮減します。

③ 歳出の見直し

費用対効果の検証等により有効性や妥当性、公平性・公益性の観点から事業の見直しを行い、歳出の見直しを図ります。

また、情報システムのクラウド化や公共工事の分野における情報共有の推進により、行政コストの縮減に努めます。

④ 自主財源の確保

公共施設や公共媒体等における広告収入や使用料・手数料等の見直しにより、自主財源の確保を進めます。

⑤ 地方公営企業会計の経営健全化と特別会計の財政健全化

事業の効率化や経費の徹底した見直しにより、地方公営企業会計の経営健全化と特別会計の財政健全化を図ります。

また、本市が出資する外郭団体等については、必要に応じて経営の改善や適正化を促し、団体の自主性・自律性を確保した運営に努めます。